

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

○ 救急病院の認定

○ 土地収用法に基づく事業の認定

○ 道路の区域変更

○ 道路の供用開始

【公告】

○ 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧

○ 奨励品種の選定等

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

〃

医療推進課

監理課

道路整備課

〃

経営支援課

農産課

建築指導課

〃

目次

担当課（室）

◎岡山県告示第五百九十八号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院を次のとおり認定した。

令和五年十二月十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 病院の名称及び所在地

1 名称

津山中央病院

2 所在地

津山市川崎一七五六

二 認定年月日

令和五年十二月十九日

三 認定の有効期限

令和八年十二月十八日

◎岡山県告示第五百九十九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により、次のとおり事業を認定した。

令和五年十二月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 起業者の名称

美咲町

二 事業の種類

（仮称）美咲町西幸会館移転整備事業

三 起業地

1 収用の部分 岡山県久米郡美咲町西幸地内

2 使用の部分 なし

四 事業の認定をした理由

1 法第二十条第一号の要件への適合性について

（仮称）美咲町西幸会館移転整備事業（以下「本件事業」という。）は、法第三条第二十三号に掲げる「社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）による社会福祉事業」に該当する施設を整備する事業であるため、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

2 法第二十条第二号の要件への適合性について

本件事業の起業者である美咲町は、本件事業を「美咲町第三次振興計画（令和五年三月改訂）」に位置付けており、本件事業に要する経費について財源措置を講じていることから、本件事業を遂行するための十分な意思と能力を有していると認められるため、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

3 法第二十条第三号の要件への適合性について

（1）本件事業の施行により得られる利益については、既存施設の利用者の九割程度が自家用車で来館するにもかかわらず、施設には三台の駐車スペースしかなく、敷地は狭く、近隣に駐車場もないこと、エレベーターや多目的トイレの未設置等で高齢者や障害者等への配慮が欠けていること、耐震性の不足や水回りの不具合等で施設が老朽化していること等の課題があることから、必要な駐車台数四十九台の駐車スペースが確保可能な敷地へ移転し、また、高齢者や障害者等に配慮したユニバーサルデザインを採用し、新耐震基準に適合した施設を新築整備することにより、施設利用者の利便性の向上に相当の寄与が見込まれる。

また、本件事業の計画においては、①利用者の多くが来館しやすく、地区内で住民が集いやすい場所であること、②災害時に避難場所として活用できる場所であること、③事業費が低廉で経済的合理性が図られることを条件として、複数の候補地について検討を行った結果、最適となる案を採用している。

（2）本件事業の施行により失われる利益については、本件事業が環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）等による環境影響評価の対象事業となっており、保護のため特別の処置を講ずべき動植物が見受けられないこと、本件事業地内の土地における文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が確認されていないことから、軽微なものと考えられる。

（3）（1）で述べた得られる利益と（2）で述べた失われる利益とを比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる利益が失われる利益に優越すると認められることから、本件事業は法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 法第二十条第四号の要件への適合性について

本件事業については、自家用車での利用者の多い当該施設に対し、必要な駐車場面積が確保可能な敷地へ移転し、また、ユニバーサルデザインの採用、新耐震基準に適合した施設を新築整備することで利用者の利便性の向上を図るものであり、現状では各種講座や会議等の開催時には路上駐車が発生し、往來の危険を招いていることから、早急に施行されるべき事業であると認められる。また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論

1から4までに述べたように、本件事業は、法第二十条各号の要件を充足すると判断される。

以上により、本件事業について、法第二十条の規定により事業の認定をしたものである。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

美咲町地域みらい課

◎岡山県告示第六百号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和五年十二月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 北房川上線
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
真庭郡新庄村字備中谷四九四番四地内	新	六・四 一八・四	二〇四・〇
真庭郡新庄村字備中谷四九四番四地内	旧	五・四 一五・四	二〇四・〇

◎岡山県告示第六百一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和五年十二月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
県道	北房川上線	真庭郡新庄村字備中谷四九四番四地内	令和五年十二月十九日

〔六〇二〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和五年十二月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ホームセンターコーナン鴨方店

所在地 浅口市鴨方町鴨方字西柳通八九八―一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 オリックス株式会社

住所 東京都港区浜松町二丁目四番一号

代表者の氏名 代表執行役 井上 亮

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前）

名称 コーナン商事株式会社

住所 大阪府堺市西区鳳東町四丁四〇一番地一

代表者の氏名 代表取締役 疋田 耕造

（変更後）

名称 コーナン商事株式会社

住所 大阪府堺市西区鳳東町四丁四〇一番地一

代表者の氏名 代表取締役 疋田直太郎

4 変更年月日

平成二十六年五月二十九日

二 届出年月日

令和五年十二月八日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和五年十二月十九日から令和六年四月十九日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

〔六〇三〕岡山県稲、麦類及び大豆奨励品種等選定要綱（平成三十年三月二十九日付け農産第一二六六号農林水産部長通知）に基づき、次のとおり奨励品種を選定し、及び奨励品種を廃止した。

令和五年十二月十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 選定した奨励品種

農作物の種類

品種の名称

大豆

はれごころ

二 廃止した奨励品種

農作物の種類

品種の名称

大豆

トヨシロメ

三 選定及び廃止の年月日

令和五年十二月十九日

タマホマレ

〔六〇四〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和五年十二月十九日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

赤磐市穂崎字四反田六七六一、六七六一三

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市北区庭瀬一三〇―一 グランフルール庭瀬B二一〇

馬場 遼祐

三 許可年月日及び許可番号

令和五年八月三十日岡山県指令建指第一八〇号

〔六〇五〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和五年十二月十九日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市上林字鷺瀬九九―九、九九―一〇

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市北区庭瀬二六七―四スイート庭瀬二〇一

石崎 恭平

三 許可年月日及び許可番号

令和五年十月十一日岡山県指令建指第二二二号